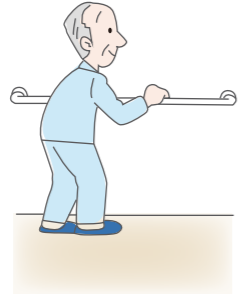


介護保険の対象になる住宅改修はおまかせ下さい

次の①～⑥が対象工事です。住宅改修とは、工事を伴うものをいい、据え置くだけのものは対象となりません。利用される方にとって、本当に必要で状態維持や悪化させないような対策となる工事かどうか、よく検討しましょう。

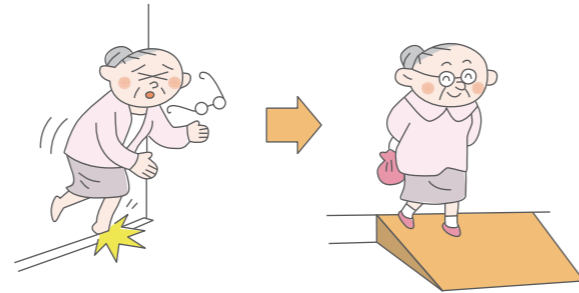
① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関などに転倒を防止したり移動するときの補助として、手すりを取り付ける工事です。



② 段差の解消

廊下と部屋の段差や、トイレ、浴室、玄関の上がり口、玄関から道路へ出るまでの通路などの段差をなくすために、敷居を低くしたり、スロープを設置(固定)する工事です。



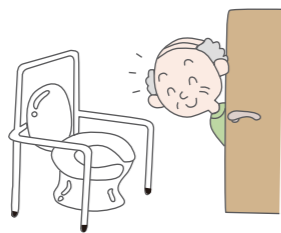
③ 滑りにくい床材など 通路面の材料の変更

浴室の床材を滑りにくいものに変えたり、部屋を畳からフローリングなどに変更する工事です。

⑤ 和式便器から洋式便器など への取替え

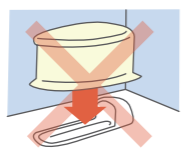
ひざの曲げ伸ばしに負担がかかるときは和式便器よりも洋式便器の方がひざへの負担が軽くなります。

洋式便器への取替えには暖房便座(便器に取付けられたもの)なども含みますが、次の場合は対象となりません。



対象外の例

和式便器に据え置き
の腰掛け便座を置く。



福祉用具の購入の対象となります。

④ 扉・ドアノブなどの取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンなどへ取替える工事です。握力がないため、ドアノブが重くてドアが開けられないときなどのドアノブの変更も対象となります。



⑥ ①～⑤の改修にともなって 必要となる工事

- 手すりの取付けのための壁の下地補強など
- 浴室の床の段差解消にともなう給排水工事など
- 床材変更のための下地の補修、補強など
- 扉の取替えにともなう壁や柱の改修など

住宅改修が必要かな?と思ったら、
まずは、あなたの担当のケアマネージャーとよく相談しましょう!

介護保険で利用できる福祉用具はご相談下さい

福祉用具はレンタルと購入するものに分けられます。

ただし、要介護度によってはレンタルできるものもあります。利用される方の身体の状態や日常生活に
応じて、本当にその人の状態に合った正しい福祉用具を選びましょう。

● レンタル(貸与)の対象となるもの

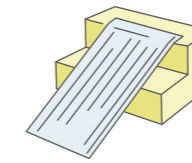
日常生活において自立を助けるためのもの

● 対象者

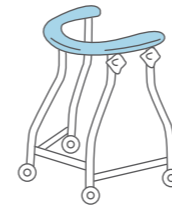
要支援1・2および
要介護1～5の方

手すり(工事をともなわないもの)

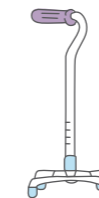
スロープ
(工事を
ともなわないもの)



歩行器



歩行補助つえ



● 対象者

要介護2～5の方 (別に手続きが必要です)

要支援1・2および要介護1の方は利用できませんが、
状態によっては例外的にレンタルできる場合があります。

車いす

車いす補助品

・車いすクッションなど

床ずれ防止用具

・エアーマットなど

体位変換機, 認知症老人徘徊感知機器

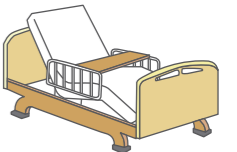
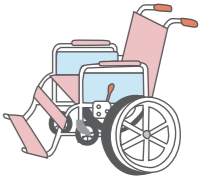
移動用リフト(つり具部分を除く)

特殊寝台

特殊寝台付属品

・ベッドテーブル・マットレス

・サイドレールなど



● 購入の対象となるもの

入浴や排せつなどで身体に直接触れるもの(レンタルになじまないもの)

● 対象者

要支援1・2および要介護1～5の方

腰掛便座

・和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの
(据置便座)

・洋式便座の上に置いて高さを補うもの
(補高便座)

・ポータブルトイレなど

特殊尿器(尿が自動的に吸引されるもの)



入浴補助用具

・シャワーチェア

・浴槽手すり

・入浴台

(浴槽のふちで利用する台)など

簡易浴槽

(空気式または
折りたたみ式など)

移動用リフト

(つり具部分)

